「消費者基本計画一部改定素案」に関する意見

(別紙様式)

| 意 見 No. | 法人名 | 職業(差 し支えない い範囲で 御記入く ださい。) | 意見 | | | | | | |
|---------------|------------------------------------|--|-------------------------------|---------|-----|---|-----|------|--|
| | | | 対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。) | | | | | ١,) | 意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。) |
| | | | ページ 番号 | 行 番号 | 章 | | 項目 | | (核奴の自加に脚忌元ののの物口などはガリ(も主戦いたださ、「打」こうさ「忌元を記載していたい。) |
| 1 | 公益社団法 人消費者関 連専門家会 議(ACAP) | | 18 | | 第3章 | 2 | (5) | | 「感染症の感染拡大時や大規模災害の発生時には、消費者が感じる不安に付け込む悪質商法が増加する傾向にあることから、緊急時における消費者の心理傾向等を踏まえ、生活関連物資の需給状況を注視し、消費者の冷静な対応を促すなど被害の防止のために必要な施策を推進する。」とあるが、「悪質商法の増加」と「生活関連物資の需給状況」の関係性がわかりづらいように思われる。因果関係を明確に示していただけるとわかりやすのではないか。 |
| | 公益社団法 人消費者関 連専門家会 議(ACAP) | | 18 | | 第3章 | 2 | (5) | | 「消費者の冷静な対応を促すなど被害の防止」には、適正な情報主体から適時・適切な情報提供が欠かせないと考える。消費者が主役となる社会を実現するためにも、消費者政策の推進に当たっては、災害時等も見据え、行政のみならず、事業者・事業者団体を含む多様な関係者が連携した消費者への情報提供の観点も欠かせないものと考える。 |
| | 公益社団法 人消費者関 連専門家会 議(ACAP) | | 18 | | 第3章 | 2 | (5) | | 昨年の緊急事態宣言下において、消費者による買占めや過度な購入による商品品切れ、従業員への 行き過ぎた言動などの消費行動が見られた。冷静な消費行動の呼びかけ、平時からの備えなど、非 常時や緊急時の消費行動に関する消費者啓発が必要であるとともに、一方で、行政や事業者も、消費 者への正確でわかりやすい情報発信・提供が望まれる 旨も追記してはどうか。 |